

本学における障害学生への学修支援等について

・基本的な考え

本学では、障害のある学生がその他の学生と等しく教育を受ける機会の提供とその実現を目的として「障害者差別解消法」に基づき、障害のある学生に対して学修支援を行っています。

障害及び社会的障壁によって学修活動や研究を行うにあたり、長期的または一時的に相当な制限を受ける可能性のあるものに対し、その必要性が認められ、また支援を受けることを希望した学生を支援します。

障害学生の主体性を尊重するとともに、障害があることによる学修上の困難や多様な個々のニーズを把握し、支援の検討と調整を行い大学全体で協力し、実施していきます。

※障害学生とは

障害者基本法第2条1号に定める身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害がある学生であって、それらの障害及び社会的障壁により相当な制限を受ける状態にあるものであり、個人の持つ障害の根拠となる資料（診断書、各種手帳や、検査結果等）を有し、障害学生本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性が本学において認められたものをいう。

・学修支援の目標と取り組み

障害学生の自ら学ぶ姿勢、表現・行動する力を本学の学びを通し養い、自立と社会参加を見据えた支援を目指します。

障害学生と大学が共同し、個別のニーズに応じた支援方法の検討・調整を行い、教職員が協力・連携し支援に取り組みます。

・学修支援対象者および、学修支援範囲

学修支援対象者は、次の①～⑤すべての条件を満たす者とします。

- ① 本学に正規在籍する者
- ② 学修するにあたって著しい制限が生じている者
- ③ 本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性が本学に認められた者
- ④ 大学へ障害の根拠となる診断書や手帳等の書類（コピー可）を提出することができる者
- ⑤ 自己の障害を理解し、かつ学修支援を受けるにあたり本学教職員に情報の共有を認めた者

学修支援の範囲は学内での学修活動および、授業の一環として行われる学外活動に限ります。障害学生の個別のニーズに応じて学修活動を中心とした支援を行います。

学修支援に含まれない可能性のある支援の申し出内容（例に記載された内容の様な申し出は支援対象外としています）

下記①～④の内容は上に示した学修支援の意味するところに照らして、学修支援に含まれない可能性が考えられます。

- ① 本学の教育目的・内容に関わる本質的な変更を伴う申し出
例）実習などにおいて対面授業を基本とする大学であり、個人の希望によるオンライン授業への変更とそれによる単位修得
- ② 公平性を欠く成績評価基準の引き下げや卒業要件の緩和
例）課題やテスト内容の簡易化・単純化、単位修得出席日数の引き下げ、履修に関する抽選科目の優先履修
- ③ 本学の現状に照らし、体制面、財政面その他において本学にとって過度の負担を課すもの
例）過度な施設・設備の増設や改修、履修する授業への教職員の付き添いや介助
- ④ 大学本来の業務に帰属または付随しないもの
例）一人暮らしの学生に対する日常生活の支援（起床の促しや、自宅からの受診介助、家族間での連絡の仲介等）

・実施している具体的支援の内容（一例）

学修支援依頼書の作成と支援依頼、各授業に関する配慮内容の調整
補助器具の使用許可（タブレット、補聴器、ノイズキャンセラー等）
講義系授業での難聴者へのノートテイク（パソコン・筆記通訳）の配置
難聴者が受講する授業では必要に応じて聴覚用マイクの使用、筆談でのコミュニケーション
歩行困難者への授業開始時間後の一定時間遅刻による入室許可
歩行困難者が受講する授業の教室検討
学外授業で現地集合の許可
授業中の一時的体調不良による一定時間の途中退席
精神的不安や、落ち込みのある学生に対して学生相談の活用案内（委託による外部カウンセラー）
投薬や体調に合わせて授業中の飲食の許可
授業内での予定変更や、連絡事項等重要要件の紙での配布、またはメールにていつでも内容確認できるようにする
必要に応じてレジュメを用意する等、授業内容の流れをわかりやすくするような資料の配布
成績や個人の状況に合わせ、シラバスの内容を確認しながらの履修登録の相談

・支援体制について

学修支援についての質問や相談は事務室 学生支援窓口で行っており、学生支援グループの職員と、保健室の職員が面談を実施します。

実際の支援については、障害学生が所属する学部・学科の各領域担当教員、講義担当教員及び教務助手、その他関係部署等大学関係者が連携し、協力体制を築きます。

また、就職活動で障害者雇用枠での就職活動を希望された学生に対して、キャリア支援窓口職員が面談ののち、ハローワークなどの機関と連携を取り就職活動の支援を行います。

・学修支援手続きの補足 支援手続き参照別紙あり

- ① 学修支援は、原則として障害学生本人の申し出によって始まります（必ずどういった支援を必要としているのか自己にて一度検討して下さい）。事務室 学生支援窓口への来室、またはメールにて面談予約を行ってください。
- ② 考えてきた必要な支援を教えてください。また障害のエビデンス（根拠）となる資料も提出ください。
- ③ 面談した際に検討した支援内容で問題なければ学修支援の申請へと移ります。学修支援申請書の提出をしてください。
- ④ 作成内容の確認において追加変更も可能です。
- ⑤ 作成した学修支援依頼書を障害学生が受講する授業担当者へ情報の共有にて学修支援が開始されます。
- ⑥ 随時相談を受け付けています。お困り事が有れば半期の振り返りとは別にいつでもご相談ください。
- ⑦ その他必要に応じて相談内容を教職員間で共有いたします。ご了承ください。

・相談窓口

学修支援相談窓口：学生支援窓口（事前予約制） 学修支援担当：村上・西口 / キャリア支援担当：渡邊

メールアドレス：sagabi-ss@kyoto-saga.ac.jp

メールには以下の内容をご記入ください。

- ① 氏名（フリガナ）、②短大または大学と各領域名、③症状や病名とそれにより起こりうる困り事や不安な事、今までの学生生活で受けてきた配慮内容、④連絡のつく電話番号（学生自身の携帯電話）